

令和 5 年台風第 7 号に伴う災害にかかる

災害救助法適用地域の世帯の学生へ

(日本学生支援機構 給付奨学金家計急変採用及び緊急採用・応急採用のお知らせ)

独立行政法人日本学生支援機構では、下記のとおり災害救助法適用地域及び適用日が定められました。災害救助法適用地域の世帯の学生に対する給付奨学金家計急変採用(学部のみ)、貸与奨学金緊急採用・応急採用を受け付けております。給付・貸与希望者は給付・貸与希望者は各キャンパスの窓口までご連絡ください。

1 家計急変採用(学部生のみ)・緊急採用・応急採用対象者

【京都府】

福知山市、舞鶴市、綾部市(法適用日:令和 5 年 8 月 14 日)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

※上記の近隣地域で、同等の災害に遭った世帯の学生等並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生等についても、適用地域に準じて取り扱います。

2 給付奨学金 家計急変採用

家計急変の事由及び証明書類

家計急変の事由	証明書類
D: 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ① 家計急変の事由 A~C(「給付奨学金案内一家計急変」等を参照)のいずれかに該当 ② 被災により、生計維持者の一方(又は両方)が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・ 罹災証明書 (注意) 「給付奨学金案内一家計急変」に記載の「事情書(所定様式)」は提出不要です。

3 貸与始期

	貸与始期	貸与終期
緊急採用 (第一種奨学金<無利子>)	2023 年 8 月以降で希望する月	2024 年 3 月(注 1)
応急採用 (第二種奨学金<有利子>)	2023 年 4 月以降で希望する月	修業年限の終了月まで

- (注1) 翌年度末(2025年3月)まで貸与の継続を希望する場合は「緊急採用(第一種)奨学金継続願」の提出が必要です。また、年度末ごとに同様の願い出を繰り返すことにより修業年限の終了月まで貸与期間の延長ができます。

4 JASSO 災害支援金

学生またはその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方からの「JASSO 災害支援金」の申請を受け付けます。詳細は機構ホームページでご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/gakusei/shienkin/index.html>

※令和 3 年 4 月 1 日以降に発生した災害から

- ①支給要件の拡充(生計維持者が生活の本拠として日常的に使用している住宅(学生が居住していないとも可)も対象)
- ②申請期間の延長(災害発生の翌日から3か月以内としていた申請期限を6か月以内に延長)しています。

ご不明な点は下記担当までご連絡ください。

※①件名には【令和5年台風第7号】と記載してください。

- ②連絡の際は、学修番号、氏名、所属を必ず記載してください。

【担当】

東京都立大学学生課厚生係

日本学生支援機構奨学金担当

Mail : shogakukin-jasso@jmj.tmu.ac.jp